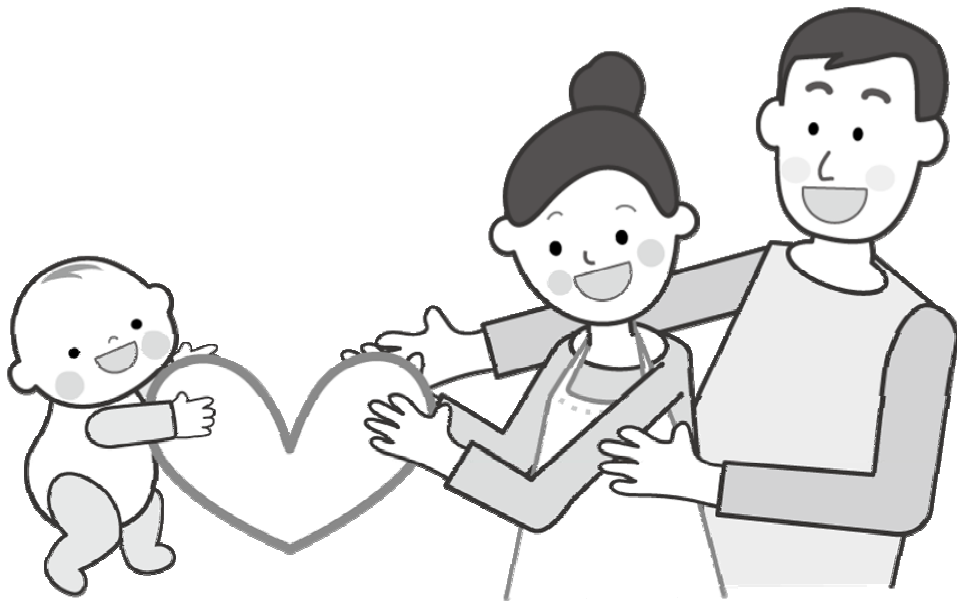


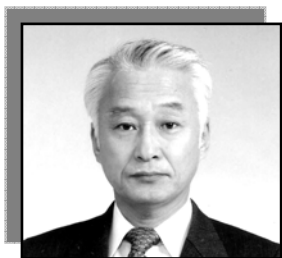
はほろ

次世代育成支援行動計画(後期計画)

平成22年～平成26年



羽 幌 町



はぼろ次世代育成支援行動計画 (後期計画)の策定にあたって

羽幌町長 舟橋 泰博

核家族化の進行や女性の社会進出・生活様式の多様化、長引く景気の低迷等、子どもや家族を取り巻く環境は大きく変化しています。平成元年に、合計特殊出生率が1.57になった「1.57ショック」以降少子化に歯止めがかからず、一層進行しております。

少子化の背景には、個人の生き方の変化や価値観の多様化という側面がありますが、少子化によって子ども同士のふれあいや様々な人々との交流の減少、家族や地域社会における人間関係の希薄化など、子どもの健やかな成長に深刻な影響を与えることが懸念されています。また、それと同時に、社会保障分野における次の世代への負担の増大や経済発展の停滞など、様々な分野に影響を及ぼすものと考えられます。

本町では、子どもを生み育てることの社会的な価値を見直し、次代を担う子どもたちが豊かな想像性と思いやりの心を培いながら、健やかに成長できる環境づくりを推進していくために「羽幌町エンゼルプラン（平成15年～平成24年）」を策定致しましたが、平成15年7月、次世代育成支援対策推進法が新たに制定され、市町村には次世代育成支援対策に関する具体的な取り組み内容を示した「地域行動計画」の策定が義務づけられたことから、平成17年策定の『はぼろ次世代育成支援行動計画』の後期計画として、本町が今後進めていく子育て支援施策の方向性や目標を総合的に決めました。

この計画は、子どもの健全育成と子育て支援に視点を置いた今後5年のまちづくりの指針であり、「子育て支援社会の形成」を目標に、子どもの人権が尊重されるように、安心して子どもを産み育てられるように、子どもの心身の成長が健やかに進むようにと願って策定したところであります。

計画の実現に当たりましては、行政はもとより保健、医療、福祉、教育等の関係機関・団体・地域住民など地域社会全体がそれぞれの役割を担い、共に手を携えることが最も重要なことですので、各位におかれましても積極的なご協力をお願い致します。

最後になりましたが、この計画の策定にあたり、はぼろ次世代育成支援対策行動計画策定地域協議会委員の皆様をはじめ、アンケート調査にご協力くださいました町民各位など関係者の方々に心から厚くお礼申し上げます。

平成22年 4月

目次

第1編 計画の前提

1. 計画策定の目的 1
2. 計画の性格 1
3. 計画の位置付け 2
4. 計画の期間 4

第2編 子育て支援の環境動向と課題

1. 人口・世帯数の動向 5
2. 地域産業・就職構造の動向 6
3. 保育サービス及び子育て支援事業の提供状況と課題 7
 - (1) 保育所の状況
 - (2) 幼稚園の状況
 - (3) 放課後児童対策事業の状況
 - (4) 母子保健事業・子育て支援事業の状況
 - (5) 早期療育事業の状況
 - (6) 相談事業の状況
 - (7) 児童委員の活動状況
 - (8) 人口推計と少子化の動向

第3編 計画の基本方向

1. 計画の基本理念 15
2. 計画の基本視点 16
 - (1) 家庭・地域における子育て支援
 - (2) 子どもや子育てにやさしい環境づくり
 - (3) ゆとりある教育と健全育成の推進
 - (4) 子育てに対する意識啓発

第4編 推進計画（目標実現に向けての施策）

- はばろ次世代育成支援行動計画推進施策体系図 17
1. 家庭・地域における子育て支援の推進 18
 - (1) 保育所の保育内容の充実
 - (2) 地域子育て支援センターの整備充実
 - (3) 個別支援の必要な児童や障害児のある児童をもつ家庭への支援の充実
 - (4) 保育所の改修
 - (5) ひとり親家庭への援助の充実
 - (6) 離島地区民営保育施設に対する支援
 - (7) 特定非営利活動法人・保育ママ等との連携

2. 子育て家庭に対する経済的支援の推進	22
(1) 乳幼児医療費の助成	
(2) ひとり親家庭等医療費の助成	
(3) 子ども手当の支給	
(4) 児童扶養手当の支給	
(5) 障害児福祉手当の支給	
(6) 特別児童扶養手当の支給	
(7) 保育料の適正化	
(8) 就園・就学の援助	
3. 地域児童育成ネットワークの整備充実	23
(1) 福祉・保健・医療・教育の連携	
(2) 児童育成組織との連携等	
(3) 羽幌町要保護児童対策地域協議会の充実	
4. 保健・医療サービスの充実	25
(1) 母子保健の充実	
5. 職場における子育て環境づくり	26
(1) 育児休暇制度等の導入促進	
(2) 職場における保育環境の整備促進	
(3) 事業主行動計画の策定促進	
6. 生活環境基盤の整備	27
(1) 主要施設を結ぶバス路線の確保	
(2) インターネット整備の推進	
(3) 子どもと子育て家庭にやさしい街づくり事業等	
(4) 医療機能の充実に向けた取り組み	
7. 教育の充実	28
(1) 幼稚園と保育所・学校との連携	
(2) 家庭や地域での教育の充実	
(3) 学校教育の充実	
(4) いじめ、ひきこもり、不登校児などの対策の充実	
8. 子どもの健全育成の推進	30
(1) 多様な活動・体験機会の拡充	
(2) 放課後児童対策事業の充実	
9. 家庭と子育てに関する意識啓発の展開	31
(1) 町民等への広報、啓発	
(2) 子育てに配慮した環境づくりの啓発	
(3) 子育て支援マップの作成	

■ **参考資料** 32

1. はばろ次世代育成支援行動計画(後期計画)策定地域協議会委員

第1編 計画の前提

1. 計画策定の目的
2. 計画の性格
3. 計画の位置付け
4. 計画の期間

第1編 計画の前提



1. 計画策定の目的

わが国においては、合計特殊出生率の低下にみられるように、子どもの数が減少しております。また、総人口においても平成16年度にピークを迎え、平成17年度から減少に転じており、急速に少子高齢化が進むと同時に、本格的な人口減社会へと移行しております。

国においては、このような少子化の流れを変え、家庭や地域を取り巻く環境の変化に対応するべく、平成15年に「少子化社会対策基本法」及び「次世代育成支援対策推進法」を制定し、地方公共団体や企業に対して、行動計画を策定することを義務づけました。

また、北海道においても安心して子どもを産み育てることができ、子どもが健やかに成長できる環境を整備し、子どもの未来に夢や希望が持てる社会の実現を目指して、平成16年10月「北海道子ども未来づくり条例」が制定されたところです。

本町においても、子育て家庭への支援や子育てを地域社会全体で支える仕組みの構築など、子どもを安心して産み育てることができる環境を整備する少子化対策は、これからのまちづくりにおいて重要な施策として位置付け、国が示す少子化対策との整合性を図りながら児童・家庭等の実態や現状ニーズを把握するとともに、福祉、保健、教育行政などの施策の現状を評価し、本町の総合振興計画に掲げる「子ども・子育てにやさしい羽幌町の実現」を目指して平成15年3月「羽幌町エンゼルプラン」を策定しました。さらに、平成17年4月、次世代育成支援対策推進法の定めにより、羽幌町エンゼルプランの具体的実施計画として、今後の推進施策や推進体制など必要な事項を総合的・体系的に示した「はぼろ次世代育成支援行動計画」を策定し、子育て支援事業を展開してきました。

このような、少子化社会や次世代育成支援にかかる一連の流れ、及び、本町における諸問題や課題に対し、総合的・一体的な施策の展開を今後もより一層図るため、後期の行動計画を策定しました。



2. 計画の性格

本計画は、21世紀の本町を担う子ども達が健やかに育つ環境づくりを進めるために、行政、家庭、地域、企業、学校など社会全体が協力して子育て支援に取り組むための指針となるものです。

3. 計画の位置付け

本計画は、国が平成15年7月制定した「次世代育成支援対策推進法」の基本理念を受けて、羽幌町エンゼルプランの具体的実施計画として策定した『はぼろ次世代育成支援行動計画』の後期計画として、本町が今後進めていく子育て支援施策の方向性や目標を包括的に定めたものです。

この計画の「第4編 推進計画」における「1. 家庭・地域における子育て支援の推進 (1) 保育所の保育内容の充実」については「保育所における質の向上のためのアクションプログラム」とします。

関連計画等

国	次世代育成支援対策推進法に基づく「行動計画策定指針」
計画期間	平成17年度～平成26年度（10年間）
基本的事項	1 地域における子育ての支援 2 母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進 3 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備 4 子育てを支援する生活環境の整備 5 職業生活と家庭生活との両立の推進 6 子ども等の安全の確保 7 要保護児童への対応などきめ細かな取組の推進 8 その他の次世代育成支援対策の実施

国	児童福祉法施行規則「市町村が取り組むべき子育て支援事業」
支援事業	1 乳幼児健康支援一時預かり事業（産褥期ヘルパー） 2 乳幼児健康支援一時預かり事業（訪問型一時保育） 3 乳幼児健康支援一時預かり事業（病後児保育） 4 家庭訪問支援事業 5 家庭的保育事業 6 一時保育事業 7 特定保育事業 8 ファミリー・サポートセンター事業 9 つどいの広場事業 10 地域子育てセンター事業 11 幼稚園における預かり保育 12 幼稚園における相談・情報提供事業

道	北海道子ども未来づくり条例（平成16年10月公布）
基本的施策	<p>「安心して生み育てることができる環境づくり」と「子どもが健やかに成長できる環境づくり」を目指して</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 地域における子育て支援の充実 2 保育サービスの充実 3 雇用環境の整備 4 母子保健医療体制の充実 5 経済的負担の軽減 6 子どもの権利及び利益の尊重 7 児童健全育成の促進 8 児童虐待防止対策の充実 9 教育環境の整備 10 生活環境の整備 <p style="text-align: center;">↓</p> <p>子どもの未来に夢や希望が持てる社会の実現</p>

町	羽幌町総合振興計画「はぼろほっとプラン21」
計画期間	平成14年度～平成23年度（10年間）
将来像	心と心をつなぐハートコミュニケーション はぼろ
基本理念	<ol style="list-style-type: none"> 1 地域の自然が育む豊かなまち <ol style="list-style-type: none"> ① 自然の保全 ② 土地利用 2 安心して魅力的な田舎暮らしが出来るまち <ol style="list-style-type: none"> ① 保健・医療・福祉 ② 教育文化・生涯学習 ③ 町民主体のまちづくり 3 誰もが居場所と生きがいを持って暮らせるまち <ol style="list-style-type: none"> ① 産業の振興 ② 生活環境
基本方針	<ol style="list-style-type: none"> 1 自然環境の保全と活用を考えたまちづくり 2 自分の存在を確認し合える心のネットワークを築くまちづくり 3 地域で支える教育環境づくりと地域文化にふさわしい生活を个性的に実現するまちづくり 4 町民が主体となり行政と協働でつくる効率的な地域経営を目指すまちづくり 5 地域を支える産業基盤の体質強化と経営感覚を育むまちづくり 6 人、環境にやさしい身の丈にあった住みよいまちづくり

町	羽幌町生涯学習推進基本計画
計画期間	平成14年度～平成23年度（10年間）
総括重点	自ら学び創造性豊かで生き生きとした人づくり・町づくり
推進の重点	<ol style="list-style-type: none"> 1 町民の生涯にわたる自己実現や生きがい感を育てるために、自ら生き生きと学ぶ機会の拡充を図る。 2 町民の学習意欲を高めるために学習環境の整備・充実を図る。 3 町民の学習を支援・促進するために推進体制の整備を図る。
関連する主要施策	<ol style="list-style-type: none"> 1 家庭の教育力の向上 2 基本的生活習慣の確立 3 家庭・地域社会教育関係機関との連携 4 子育て支援体制の充実 5 自ら学ぶ力の育成 6 心を育てる様々な教育活動の推進 7 地域の教育力を活用した体験活動の推進 8 開かれた学校教育の推進（特色ある学校づくり）

町	「羽幌町における教育改革推進の在り方について」（平成13年11月答申）
主な内容	<ol style="list-style-type: none"> 1 これからの学校は、どう変わらなければならないのか。 <ol style="list-style-type: none"> ① 完全学校週5日制への対応 ② わかる授業、楽しい学校の創造 ③ 自ら学び自ら考える力の育成 ④ 特色ある学校づくり ⑤ 総合的な学習の時間の充実 2 開かれた学校づくりの推進を目指した具体的な方策。 3 心豊かな子どもの育成を目指した学校・家庭・地域社会の連携の具体的方策。

4. 計画の期間

本計画は、平成22年から平成26年までの5ヶ年計画とします。
 なお、今後の諸情勢の変化に対応できるよう必要に応じ適宜見直すこととします。

第2編 子育て支援の環境動向と課題

1. 人口・世帯数の動向
2. 地域産業・就職構造の動向
3. 保育サービス及び子育て支援事業の提供状況と課題

第2編 子育て支援の環境動向と課題

1. 人口・世帯数の動向

(1) 人口動態

(単位：人)

区 分	純増減	自 然 動 態			社 会 動 態		
		自然増減	出 生	死 亡	社会減少	転 入	転 出
平成 13 年度	△ 150	△ 45	51	96	△ 105	329	434
平成 14 年度	△ 118	△ 39	68	107	△ 79	365	444
平成 15 年度	△ 71	△ 9	72	81	△ 62	328	390
平成 16 年度	△ 130	△ 52	57	109	△ 78	324	402
平成 17 年度	△ 122	△ 39	63	102	△ 83	324	407
平成 18 年度	△ 101	△ 38	54	92	△ 63	319	382
平成 19 年度	△ 214	△ 59	42	101	△ 155	265	420
平成 20 年度	△ 148	△ 61	54	115	△ 87	303	390

※住民基本台帳（4月1日～翌年3月31日）

0～9才人口の推移（対象年齢）

(単位：人)

区 分	0才	1才	2才	3才	4才	5才	6才	7才	8才	9才	合 計	総人口
平成 13 年	49	51	68	67	60	78	73	60	77	71	654	9,420
平成 14 年	50	51	54	68	68	60	77	75	57	76	636	9,269
平成 15 年	62	54	51	55	64	67	61	74	75	58	621	9,150
平成 16 年	71	65	58	54	57	64	68	63	70	76	646	9,079
平成 17 年	52	72	65	58	53	58	62	70	57	67	614	8,948
平成 18 年	61	60	71	66	60	53	60	64	71	57	623	8,908
平成 19 年	56	60	57	70	66	57	50	61	61	72	610	8,726
平成 20 年	42	58	56	54	63	64	59	47	59	58	560	8,517
平成 21 年	55	41	55	55	57	67	63	61	47	57	558	8,368

※住民基本台帳 各年4月1日現在

(2) 世帯数の推移

(単位：人)

区 分	総 数	0～5才	6～11才	12～14才	15～64才	65才以上	世帯数	世帯当たりの人数
昭和 60 年	12,256	815	995	604	8,053	1,789	4,194	2.9
平成 2 年	10,944	635	747	480	7,078	2,004	3,971	2.8
平成 7 年	10,102	467	651	343	6,367	2,274	3,968	2.5
平成 12 年	9,364	469	388	316	5,678	2,513	3,854	2.4
平成 17 年	8,740	383	392	195	5,066	2,704	3,698	2.4

※国勢調査 各年10月1日現在

2. 地域産業・就職構造の動向

(1) 就労状況

年次 区分	平成 7 年		平成 12 年		平成 17 年	
	就業者数	構成割合	就業者数	構成割合	就業者数	構成割合
第 1 次産業	1,123	20.8	931	19.1	848	19.7
第 2 次産業	1,312	24.3	1,100	22.5	751	17.5
第 3 次産業	2,959	54.9	2,850	58.4	2,700	62.8
合 計	5,394 人	100 %	4,881 人	100 %	4,299 人	100 %

※合計には分類不能分も含む

※国勢調査 各年 10 月 1 日現在

(2) 女性の就業率の変化

年次 区分	平成 7 年		平成 12 年		平成 17 年	
	就業者数	構成割合	就業者数	構成割合	就業者数	構成割合
第 1 次産業	429	19.4	360	17.8	330	18.2
第 2 次産業	416	18.9	291	14.4	165	9.1
第 3 次産業	1,360	61.7	1,365	67.6	1,319	72.7
合 計	2,205 人	100 %	2,016 人	100 %	1,814 人	100 %

※合計には分類不能分も含む

※国勢調査 各年 10 月 1 日現在



3. 保育サービス及び子育て支援事業の提供状況と課題

(1) 保育所の状況

本町には認可保育所として町立羽幌保育園があります。

また、離島地区では天売で平成15年4月より運営委員会の自主運営による民間保育所が運営されています。平成16年4月からは、民間非営利法人（NPO法人）運営の家庭保育所も運営を開始しています。

① 名称及び所在地

(町立保育所)

名 称	所 在 地	開設年度	定員	建築年度	床面積
羽幌町立羽幌保育園	羽幌町南2条1丁目16番地	昭和43年度	90人	昭和42年度	388.80㎡

※平成4年4月 築別へき地保育所閉所

※平成8年3月 川北保育園閉所

※平成15年3月 天売・焼尻へき地保育所閉所

(民間運営の保育・託児施設)

名 称	所 在 地	開設年度	運 営 主 体
天売ちびっこランド	羽幌町大字天売字和浦40番地	平成15年度	天売保育運営委員会
家庭保育所 恵留夢	羽幌町南5条4丁目	平成16年度	NPO法人恵留夢

※平成19年3月 やぎしりにこここハウス閉所

② 町立保育所入所児童数の推移

(単位：人)

名 称	昭和50年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年
町立羽幌保育園	90	48	49	49	55	50	47
天売へき地保育所	29						
焼尻へき地保育所	31						

③ 町立羽幌保育園年齢別入所児童数

(単位：人)

区 分	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年
0歳児	1	2	2	1	3	1	2	3
1歳児	7	6	6(1)	7	2	13	4	6
2歳児	8	7	16(1)	10(1)	13	4	15	6
3歳児	7	10(1)	9	12(4)	12	11	5	17(3)
4歳児	7(1)	7	9(1)	8(1)	12(5)	14	11	4
5歳児	8	7(1)	6	11(2)	7	12(5)	13(6)	11
合 計	38(1)	39(2)	48(3)	49(8)	49(5)	55(5)	50(6)	47(3)

※各年4月1日現在 ※()内は障害児内数

※平成16年度以降は羽幌町障害児保育実施要綱(平成16年4月1日施行)による障害児とみなす数

④ 特別保育等の状況

国が示している特別保育には、乳児、障害児、休日、延長（早朝、夜間）深夜、一時保育等があります。羽幌保育園では、保護者の都合を考慮した上で、通常保育時間の延長を実施しています。

また、保健師と連携して、乳児・障害児の発達時期における状態に応じた児童の受け入れを羽幌町障害児保育実施要項に基づき実施しています。

事業名	内容
乳児保育	0歳児受け入れ実施
障害児保育	羽幌町障害児保育実施要綱（平成16年4月施行）により受け入れ
延長保育	（早朝）午前7時45分～午前9時 （夕方）午後5時～午後6時

⑤ 町立羽幌保育園の運営の現状と課題

社会情勢の変化や少子化の進行などにより、保育所の利用率（定員に対する入所者数）が、昭和50年の100%を最大値とし、平成21年には52%と著しい減少となっています。

アンケート調査における親の就労状況では専業主婦（夫）は43%となっており、中でも、就労希望のある母親は80%となっています。また、日常的にお子さんを預かってもらえる人がいる方は33%で、預かってもらえる人がいない方が2/3を占めています。

年齢別でみてみますと、3歳未満の低年齢児は増加傾向にあり、特に近年は、0歳児の入所希望が多くなっています。しかし、年度途中での入所希望者も多く、すぐには入所できない状況も出ています。このように、3歳未満の低年齢児に対する保育ニーズは非常に高いものとなっています。

また、発達時期における個々の児童の状態に応じた保育の実施の観点から、羽幌町障害児保育実施要綱による、個別支援の必要とされる児童の受け入れも増加の傾向にあります。

このようなことから、今後、施設の整備及び定員の見直しを図るとともに保育サービスの充実や運営形態などを検討し、多様化するニーズに対応した保育所運営が必要となっています。

(2) 幼稚園の状況

本町には2つの私立幼稚園が開設されています。町外からの園児を受け入れている園があるほか、保護者のニーズに対応するため、早朝から夕方までの預かり保育や夏、冬休み等長期休み期間の預かり保育を実施しています。

また、両園ともに毎週1回「ちびっこ教室」を開催し、3歳未満の親子を受け入れて遊びや交流の場を提供するとともに子育て相談等も行なっています。

① 名称及び所在地

名 称	所 在 地	設置者	認可定員
まき幼稚園	羽幌町南4条3丁目40番地	学校法人	135人
羽幌藤幼稚園	羽幌町港町3丁目2番地	学校法人	70人

② 在園者数の推移

(単位：人)

区 分		平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年
まき幼稚園	3歳児	24	23	37	25	27
	4歳児	26	29	27	41	32
	5歳児	40	26	30	29	44
	合 計	90	78	94	95	103
羽幌藤幼稚園	3歳児	10	14	8	14	6
	4歳児	17	13	21	12	22
	5歳児	8	17	13	19	13
	合 計	35	44	42	45	41

※各年5月1日現在

(3) 放課後児童対策事業の状況

本町では、昭和56年より共働き家庭の増加に伴い、日中、保護者のいない子ども達を対象として、家庭的な雰囲気の中で生活指導を行い事故の防止や健全育成を図るため、保護者が中心となって運営する留守家庭児童会（こぐま児童会）の活動を支援しています。

① 名称及び所在地

名 称	所 在 地	定 員
羽幌町留守家庭児童会運営協議会	羽幌町南4条3丁目40番地(まき幼稚園内)	20人

② 入会者の推移

(単位：人)

区 分	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年
1年	15	5	20	8	15	14
2年	2	11	3	12	3	11
3年	8	2	7	2	8	2
4年	0	0	0	1	0	1
合 計	25	18	30	23	26	28

※各年4月1日現在

(4) 母子保健事業・子育て支援事業の状況

本町では、健やかな子どもを生ま育てるため、主に「羽幌町すこやか健康センター」を拠点として、次のような事業を行っています。

【妊産婦対象保健事業】

① 母子健康手帳交付

妊娠の届出により母子手帳を交付しています。手帳の交付状況は数年前に比べ、減少傾向にあります。妊婦の年齢層は25歳～29歳、30歳～34歳が中心となっています。

母子手帳申請状況（妊娠週別）

（単位：人）

区 分	4～7週	8～11週	12～15週	16～19週	20～23週	24～27週	28週 以上	不明	合計
平成19年度	3	39	8	0	0	0	0	1	51
平成20年度	1	45	7	1	0	0	0	0	54

母子手帳申請状況（妊娠年齢別）

区 分	19歳以下	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40歳以上	合 計
平成19年度	1	10	18	12	8	2	51
平成20年度	1	6	19	23	4	1	54

② 妊婦一般健康診査

全妊娠期間中に妊婦健康診査受診券を14回発行し、健康な妊娠期を過ごすことができるように支援しています。

③ 妊婦保健指導

母子健康手帳交付時に保健師が面接し、簡単なアンケートを通して体調確認などを行っています。また、第1子の母には栄養士による訪問も実施しています。すこやか健康センターを相談窓口として周知し、妊娠中の健康や出産に関する悩みに対応しています。

【乳幼児対象保健事業】

① 新生児訪問

本町で生まれた全新生児に対し、保健師による新生児訪問を行っています。育児の不安や悩みに早期に対応することで、自信をもって育児を実践することができるようにサポートしています。

保健師による新生児訪問件数

（単位：件）

子どもの日齢	28日以下	29日～2ヶ月	2～3ヶ月	3ヶ月以上	合 計
平成20年度	24	23	7	0	54

② 股関節脱臼健診

生後3～4ヶ月児を対象に診察、レントゲン撮影による先天性股関節脱臼の検査を行っています。 場所：北海道立羽幌病院整形外科

③ 乳幼児健診

乳幼児が健全に発育・発達し、育児者が自信をもって育児に取り組むことができるよう、発育発達支援と育児不安の軽減を図るため内科検診、歯科検診、歯科指導、栄養指導、保健指導を行っています。乳幼児健診の受診率は年度により増減はあるものの全体的に横ばいから増加傾向にあります。

乳幼児健診実施状況 (単位：人)

	4ヶ月児			9ヶ月児			1歳6ヶ月児			3歳児		
	対象者数	受診者数	率	対象者数	受診者数	率	対象者数	受診者数	率	対象者数	受診者数	率
H16	53	51	96.2%	68	62	91.2%	78	71	91.0%	66	61	92.4%
H17	74	69	93.2%	63	61	96.8%	56	58	103.6%	66	58	87.9%
H18	53	52	98.1%	57	55	96.5%	75	69	92.0%	65	58	89.2%
H19	48	47	97.9%	57	56	98.2%	49	41	83.7%	54	52	96.3%
H20	48	45	93.8%	42	42	100.0%	51	52	102.0%	57	58	101.8%

※受診者には、前回の健診対象者も含む

④ 乳幼児歯科保健対策

本町は管内状況と比較して、むし歯保有率が高い状況が続いていたため、乳児期からむし歯予防に関心を持ってもらうため、乳児健診等で4ヶ月児から保健師による歯科指導を行い意識啓発を行ってきました。1歳6ヶ月児健診・3歳児健診においては、歯科検診・フッ素塗布・歯科衛生士による歯科指導を実施しています。

フッ素塗布事業では、今まで年4回健康センターで集団塗布を実施していましたが、平成19年度より対象範囲を1歳～未就学児とし、町が委託する歯科医院にて個別で受診できるようにしました。今後も、受診しやすい体制をつくり、健康な歯づくりの推進を行っていきます。

むし歯保有率の推移 (単位：人)

	1歳6ヶ月児健診			3歳児健診			フッ素塗布					
	受診数	う歯保有者数	率	受診数	う歯保有者数	率	対象数	受診数	率	う歯保有者数	率	
H16	78	71	91.0%	62	61	98.4%	240	119	49.6%	30	25.2%	
H17	56	58	103.6%	66	58	87.9%	214	131	61.2%	27	20.6%	
H18	76	70	92.1%	65	55	84.6%	260	164	63.1%	38	23.2%	
H19	49	41	83.7%	54	48	88.9%	1013	387	38.2%	136	35.1%	
H20	51	49	96.1%	57	57	100.0%	1019	287	28.2%	116	40.4%	

⑤ 予防接種

子どもを疾病から守り、伝染病の流行を防ぐために予防接種を行っています。

(予防接種内容)

三種混合 : 生後 3ヶ月～90ヶ月

ポリオ : 生後 3ヶ月～90ヶ月

麻疹 : 生後12ヶ月～90ヶ月

風疹 : 生後12ヶ月～90ヶ月

ツ反・BCG : 生後 3ヶ月～90ヶ月

⑥ 離島地区母子保健事業

天売・焼尻地区においては、天候等の理由により市街地区での母子保健事業に参加できないことが多いため、天売島で年2回乳幼児健康相談を行っています。焼尻島は、対象児の人数によって実施しています。

【子育て支援事業】

① 乳幼児相談（あいあいサークル）

乳児期にある親子の外出の機会や仲間づくりをねらい、月2回開催。遊びや座談会などを行いながら、親子の交流と育児の気分転換の場として毎回15組前後の参加が見られます。

② 育児教室（小苺くらぶ・苺くらぶ）

遊びを通して親子が楽しくふれあうことを目的とし、1歳6ヶ月児から3歳児を対象に育児教室を開催しています。毎回おおむね10組前後の参加状況となっています。教室では、遊びを主体としながらも、子どもの体づくりや、対人関係の基盤づくりを狙った設定や、栄養士による手作りおやつ提供等も行っています。また随時育児に関する相談も行っています。

③ 離島育児教室（野いちごクラブ）

平成13年度より、天売、焼尻地区の乳幼児を対象に育児教室（野いちごクラブ）を開催し、親子でふれあいながら交流することを目的に実施しています。



(5) 早期療育事業の状況

乳幼児期や学童期における発達過程の中で、個別の関わりが必要と思われるお子さんを対象に、専門的な療育指導を留萌中部地域発達支援センターで行っています。

個別や小集団での遊びを通して、個々の持っている力を伸ばす関わりをもつとともに、親子のふれあいを深め、自信をもって育児ができるように支援しています。

幼稚園や保育所の障害児保育との連携を図り、質の高い療育の提供が求められています。

発達支援センター事業の状況

区 分	利用実児童数
平成 16 年度	4 6 人
平成 17 年度	5 3 人
平成 18 年度	6 9 人
平成 19 年度	6 9 人
平成 20 年度	5 1 人

(6) 相談事業の状況

育児、子育てに関する相談事業としては、羽幌保育園で子育て電話相談事業を実施しているほか、すこやか健康センターで保健師による相談事業も実施しています。

電話や来庁による相談、または乳幼児健診等での相談が主となっています。電話や来庁による相談は少なく、相談内容も予防接種等の事業に関する相談がほとんどであり、育児に関する相談は乳幼児健診時が最も多くなっています。

健診時は、育児に関するアンケートを実施しており、相談時に活用するだけでなく、今後の母子保健事業を考えるにあたり、最近の育児不安の傾向などを知る資料としても活用しています。

(7) 児童委員の活動状況

本町では厚生労働大臣からの委嘱を受けた民生委員児童委員 35 名が活動しています。方面区や町内会をベースに町内の全域を 33 の地域に分け、各地域に担当の民生委員児童委員が配置され、また 2 名は主任児童委員として、町内全域にわたる活動をしています。委員の構成割合として男女別では女性が 5 分の 2 を占め、年齢層は 60 代が最も多い状態となっています。

活動状況は、地域福祉・在宅福祉に係る相談・情報提供や指導が中心ですが、近年は特に児童虐待防止等に係る活動も増えてきています。

また、協議会に児童部会を置き、「声かけおじさん・おばさん」運動や小中学校との懇談会を定期的に行っています。

(8) 人口推計と少子化の動向

羽幌町の人口推移はすでに人口、世帯数の動向で示したとおり、総人口で減少傾向にあります。0～9歳の低年齢人口も平成17年の639人から推計による平成27年には523人に減少しており、今後も続くものと考えられます。

推計人口（年齢階層別） 各年10月1日現在（単位：人）

区 分	平成17年度	平成22年度	平成27年度
総 数	8,740	8,062	7,359
0～4才	335	283	258
5～9才	304	311	265
10～19才	653	500	472
20～29才	706	594	457
30～39才	893	827	727
40～49才	957	852	826
50～59才	1,479	1,192	902
60～69才	1,405	1,385	1,321
70～79才	1,272	1,215	1,140
80～89才	609	752	781
90才以上	127	151	210

推計人口（小学校就学前児童人口） 各年4月1日現在（単位：人）

区 分	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
平成22年	59	52	61	53	63	54	342
平成23年	56	52	61	51	63	54	337
平成24年	54	50	59	49	61	52	325
平成25年	54	50	58	49	61	50	322
平成26年	52	50	57	49	60	48	316

推計人口（小学生児童人口） 各年4月1日現在（単位：人）

区 分	6歳	7歳	8歳	9歳	10歳	11歳	計
平成22年	63	68	62	63	52	57	365
平成23年	62	67	63	63	51	55	361
平成24年	60	65	61	61	52	55	354
平成25年	58	63	59	59	52	56	347
平成26年	56	61	57	57	52	56	339

※ 国勢調査における人口をもとに、過去の国勢調査との比較による増減を調整したコーホート方式により算出された予想値（地域行動計画策定指針推計ワークシートにより算出）

第3編 計画の基本方向

1. 計画の基本理念
2. 計画の基本視点

第3編 計画の基本方向

1. 計画の基本理念

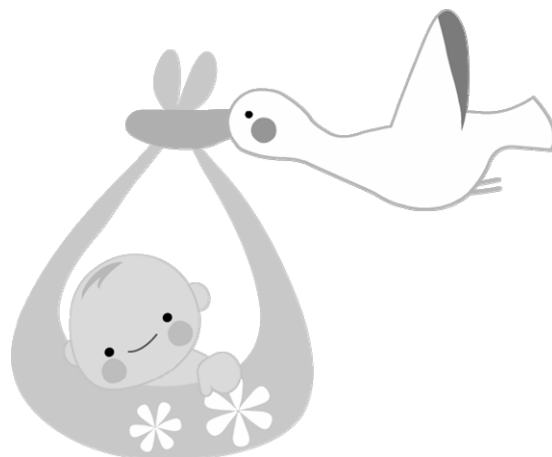
本町は、北海道の北部留萌管内の中央に位置し、西は日本海に面し、沖合い24km地点には「天売（海鳥の島）・焼尻（緑と原生花の島）」という世界でも珍しい「人と自然」が共生する島を有し、暑寒別天売焼尻国定公園として全国から観光客がおとずれております。

気候は、夏期は温暖で過ごしやすく、冬期は湿潤寒冷で積雪は多いが、沖合いを北上する対馬暖流の影響で内陸地方より温暖で、農業、水産業などの第1次産業を基盤として生きてきた町です。

今日まで、恵まれた自然とあたたかい人情のある町として、町民は「ふるさとはぼろ」を守り育ててきました。育んできた精神は、21世紀を担う子ども達に受け継いでほしい町の財産です。

今、時代は大きな改革期にあります。自然や人に優しく、自分の人生をたくましく切り開いていく子ども達に育ててほしいという理念に向かい、その子育てを地域において心と心をつなぎ支えあうまちづくりを目指し、本計画の理念を定めます。

心と心をつなぎ 子育て支援
地域で支えあい
やさしく たくましく育め 子どもたち



2. 計画の基本視点

1 家庭・地域における子育て支援

家庭は子ども達が健やかに育つ基盤であり、子育ての主体である保護者が家庭の状況や子どもの発達に応じた子育てができるよう、親子の健康づくりをすすめるとともに、地域住民の多くが子育てへの関心・理解を高め、地域全体で子育て家庭を支えることができるよう、子育てに関する関係機関等の連携を強化し相談・援助活動の促進に努めます。

2 子どもや子育てにやさしい環境づくり

子ども達がのびのびと生活することができ、安心して子どもを育てられるよう、子どもにやさしい街づくりをすすめるとともに、過疎化・少子化に対応した子ども達や親の仲間づくりを支援する仕組みづくり、拠点づくりに努めます。

3 ゆとりある教育と健全育成の推進

生涯学習社会に対応した多様な学習機会の提供をとおして、自然や人への思いやりや、生きるたくましさを身につけるとともに、学校、家庭、地域社会の役割の見直しと連携協力を図り、ゆとりある教育と健全育成の推進に努めます。

4 子育てに対する意識啓発

子ども達が健やかに伸び育つ権利を尊重するとともに、町民が子育てに主体的に参画できるよう支援します。また、家事、育児などの男女共同参画をすすめるため、男女ともに妊娠、出産、子育てへの参画を促す多様な学習機会の提供と広報・啓発活動に努めます。

第4編 推進計画

～目標実現に向けての施策～

はばろ次世代育成支援行動計画推進施策体系図

1. 家庭・地域における子育て支援の推進
2. 子育て家庭に対する経済的支援の推進
3. 地域児童育成ネットワークの整備充実
4. 保健・医療サービスの充実
5. 職場における子育て環境づくり
6. 生活環境基盤の整備
7. 教育の充実
8. 子どもの健全育成の推進
9. 家庭と子育てに関する意識啓発の展開

はほろ 次世代育成支援行動計画 推進施策体系図

羽幌町民憲章

- ・仕事を大切にし、働くよるこびに生きる うるおいのある町にします
- ・おたがいに、思いやりのある、ゆたかな町にします
- ・自然を愛し、平和で 美しい町にします
- ・文化を高め、スポーツに親しみ、明るい町にします
- ・きまりを守り、力をあわせて、住みよい町にします

羽幌町総合振興計画
"ほっとプラン21"
まちづくりの目標

はほろ次世代育成支援行動計画
基本理念

心と心をつなぐ ハートコミュニケーション はほろ

- ・地域の自然が育む
豊かなまち
- ・誰もが居場所と
生きがいをもって
暮らせるまち
- ・安心して魅力的な
田舎暮らしができるまち

心と心をつなぎ
子育て支援
地域で支えあい
やさしく
たくましく育め
子どもたち

子ども・子育てに関する羽幌町の実現

次世代育成支援対策推進法（平成18年6月改正）
少子化社会対策基本法（平成15年7月制定）
児童福祉法の一部改正（平成20年12月改正）
北海道子ども未来づくり条例（平成16年10月制定）
羽幌町総合振興計画 “ほっとプラン21”（平成14年～平成23年）
羽幌町における教育改革推進の在り方について（平成13年11月答申）
羽幌町生涯学習推進基本計画（平成14年度～平成23年度）
羽幌町エンゼルプラン（平成15年度～平成24年度）

基本視点

推進計画

具体的な施策

家庭・地域における 子育て支援

家庭・地域における 子育て支援の推進

- 保育所の保育内容の充実
- 地域子育て支援センターの整備充実
- 個別支援の必要な児童や障害のある児童を持つ家庭への支援の充実
- 保育所の改修
- ひとり親家庭への援助の充実
- 離島地区民営保育所に対する支援
- 特定非営利活動法人、保育ママ等との連携

子育て家庭に対する 経済的支援の推進

- 乳幼児やひとり親家庭等医療費の助成
- 子ども手当や児童扶養手当の支給
- 障害児福祉手当や特別児童扶養手当の支給
- 保育料の適正化
- 就園・就学の援助

子どもや子育てに やさしい環境づくり

地域児童育成ネット ワークの整備充実

- 福祉・保健・医療・教育の連携
- 児童育成組織との連携等
- 羽幌町要保護児童対策地域協議会の充実

保健・医療サービスの 充実

- 母子保健の充実

職場における子育て 環境づくり

- 育児休暇制度等の導入促進
- 職場における保育環境の整備促進
- 事業主行動計画の策定推進

生活環境基盤の整備

- 主要施設を結ぶバス路線の確保
- インターネット整備の推進
- 子どもと子育て家庭にやさしい街づくり事業等
- 医療機能の充実に向けた取り組み

ゆとりある教育と 健全育成の推進

教育の充実

- 幼稚園と保育所・学校との連携
- 家庭や地域での教育の充実
- 学校教育の充実
- いじめ、ひきこもり、不登校児などの対策の充実

子どもの健全育成 の推進

- 多様な活動・体験機会の拡充
- 放課後児童クラブ（こぐま児童会）の充実

子育てに対する 意識啓発

家庭と子育てに関する 意識啓発の展開

- 町民等への広報・啓発
- 子育てに配慮した職場づくりの啓発
- 子育て支援マップの作成

町民

家庭
保幼学
地職行

育稚
域社

庭所
園校
会場
政

第4編 推進計画（目標実現に向けての施策）

1. 家庭・地域における子育て支援の推進

家庭の養育機能の低下や地域の人間関係が希薄化している中で、子育てが思うようにいかないと感じている保護者が多くなっています。

このため、子育てに関わっている方々が、子育てや育児不安などについて気軽に相談することができ、適切な援助を受けられるよう、児童相談所との一層の連携強化や子育て支援センターの充実を促進するほか、発達支援センター、保育所、幼稚園などの地域の子育て支援機関による相談・援助活動を促進します。

また、保育の質を高めるため、子どもの健康及び安全の確保、保育士等の資質・専門性の向上、さらには保育を支える基盤の強化を検討し、保育実践の改善及び向上に取り組み、子どもを取りまく家庭や環境の変化に対応していきます。



（1）保育所の保育内容の充実

① 低年齢児保育

乳児の保護者が安心して働けるよう0歳児からの乳児保育の充実に向けての取り組みを推進します。

特に町立羽幌保育園における3歳未満児の受け入れの拡充をします。

② 一時保育

保護者の病気、出産等一時的に保育が困難となった場合に対応するため、一時保育を推進します。

③ 延長保育

保護者の就労形態の多様化による保育ニーズに対応するため、延長保育を推進します。

④ 土曜保育（午後の延長）

近年の女性の社会進出を背景とした保護者の土曜就労に対応するため、土曜日における午後の保育延長を検討します。

⑤ 特定保育

保護者のパート労働、虐待児童、発達障害児等に対応するため、時間的な受け入れを検討します。

⑥ 保育の質の向上

保育士の資質・専門性を高めるため、保育士研修会などに参加する機会の充実に努め、常に保育の内容や方法を見直し、その改善・向上を推進します。

事業名	年度				
	実施時期(目標年度)				
	22	23	24	25	26
低年齢児保育					▶
一時保育					▶
延長保育					▶
土曜保育				▶	▶
特定保育				▶	▶
保育の質の向上					▶

⑦ 障害児保育の充実

ノーマライゼーションの理念に基づき、障害の程度に応じた障害児と健常児の混合保育を推進します。

事業名	年度				
	実施時期(目標年度)				
	22	23	24	25	26
障害児保育の充実					▶
在宅児童の受け入れ					▶

⑧ 在宅児童の受け入れ

保育園に親子でお遊び入園してもらうことによって、育児相談や親子同士の情報交換の場を提供し、適切な親子関係の構築を推進します。

(2) 地域子育て支援センターの整備充実

若い保護者の増加や核家族化を背景として、育児に慣れていない保護者を支援する機関として、羽幌保育園内に子育て支援センターを開設しています。

センターは、子育てに係る啓発をはじめ地域に密着した育児、健康、情報の発信、交流活動などの拠点として運用しています。しかし、羽幌保育園では手狭なため、親子の交流活動はすこやか健康センターで実施している状況です。

このようなことから、将来的に独立した施設の検討を行いながらも、健康センター事業との連携を図りつつ、当面は羽幌保育園内に設置します。指導員を配置しつつ、子育て家庭の不安や悩みについての相談を受け、適切な指導を行いながら体制の確立を図り、保護者間の交流や情報提供、さらには子育てサークルの育成及び支援など、地域に密着した子育て支援の拠点となる地域子育て支援センターの充実を推進します。

事業名	年度				
	実施時期(目標年度)				
	22	23	24	25	26
子育て支援センターの整備充実					▶

① 育児相談

育児不安や悩みを持つ親などを対象に電話・面接により問題解決へのアドバイスをする子育て支援を推進します。

② 育児教室

遊びを通して親子がふれあうことを目的としながらも、栄養や歯科、育児に関する教室を実施します。

③ 子育てサークル支援

子育てサークル等の組織化を奨励するとともに、参加の呼びかけや自主的活動を支援します。

④ 子育て情報の提供

子育てに関する情報の収集に努め、情報紙等の発行を通して情報提供を推進します。

事業名	年度				
	実施時期(目標年度)				
	22	23	24	25	26
育児相談					▶
育児教室					▶
子育てサークルの支援					▶
子育て情報の提供					▶

(3) 個別支援の必要な児童や障害のある児童を持つ家庭への支援の充実

乳幼児期や学童期における発達過程の中で、個別の関わりが必要と思われる児童が増加傾向にあり、専門的な療育指導や個別・小集団での遊び体験等、個々の持っている力を伸ばすための取り組みが求められています。

このようなことから、専門的な相談・療育体制の確立を図るとともに、親子ふれあいの場を提供するなど、自信をもって子育てが出来るよう支援に努めます。

① 相談体制

個別支援の必要な児童や障害のある児童の保護者が必要なサービスを利用できるよう分かりやすい情報提供に努めます。

また、民生委員児童委員、保健福祉事務所、児童相談所の専門員及び福祉担当職員、保健師等が連携し、保健・福祉サービスの全てについて相談できる「要保護児童対策地域協議会」で、適切なサービスが短期間で提供に結びつく相談体制を充実します。

② 就学前保育・教育（障害児保育）

障害がある子もない子も、共に地域で健やかに成長していくよう幼稚園、保育所での就学前保育を推進します。

保育所での障害児の受け入れに当たっては、保育内容を充実するとともに施設の改修など環境の整備に努めます。

また、発達支援センターとの連携を一層すすめる、保育内容の充実を図ります。

③ 早期療育体制の確立

発育や発達の遅れ、疾病や障害のあることが心配される乳幼児、育児に不安を持つ保護者への専門的な相談や療育指導の一層の充実を図るとともに、発達支援センター事業を充実させ、早期療育体制の確立を図り、質の高い療育の提供に努めます。

④ 教育相談体系化事業の確立

教育・発達等の相談に対し、教育委員会職員、各小中学校職員、幼稚園・保育園職員、発達支援センター職員や福祉保健担当職員が連携し、きめ細かな対応をします。

⑤ 身体障害児補装具・日常生活用具の助成

身体障害児の日常生活の自立を促進するため、その機能を助ける補装具や日常生活用具の給付及び調整等を援助します。

事業名	年度				
	実施時期(目標年度)				
	22	23	24	25	26
相談体制					▶
就学前保育・教育					▶
早期療養体制の確立(発達支援センターの充実)					▶
教育相談体系化事業の確立					▶
身体障害児補装具・日常生活用具の助成					▶

(4) 保育所の改修

羽幌保育園は昭和42年に建設され、年数の経過や保育内容の変化に応じて外部、内部及び設備の改修を行っていますが、築後42年を経たことにより全体的に老朽化が著しい状況にあります。

ニーズ調査では、既存施設が古くて狭い・園庭が狭い・遊具が少ない等施設環境に対する意見が多く見られることから、保育対象児童数の推移、乳幼児保育などの特別保育の充実を見据えた保育定員の設定、スペースの確保が求められております。

このようなことから、保育園の改築も含め、今後の保育施設のあり方を検討しつつも、既存施設の必要な改修を行なっていきます。

事業名	実施時期(目標年度)				
	22	23	24	25	26
保育所の改修					▶

(5) ひとり親家庭への援助の充実

母子・父子家庭等で養育されている子どもの健全な保育のために、相談や支援体制の充実に努めます。

事業名	実施時期(目標年度)				
	22	23	24	25	26
ひとり親家庭への援助の充実					▶

(6) 離島地区民営保育所に対する支援

天売地区における民営保育所の運営に対し、運営費の助成並びに施設の使用などの支援を推進します。

事業名	実施時期(目標年度)				
	22	23	24	25	26
離島地区民営保育所に対する支援					▶

(7) 特定非営利活動法人、保育ママ等との連携

家庭保育所等で養育されている子どもの健全保育のため、相談や情報交換等支援体制の充実に努めるとともに、子育て経験豊かな町民ボランティアによるファミリーサポート体制の整備に努めます。

事業名	実施時期(目標年度)				
	22	23	24	25	26
家庭保育所との連携					▶
ファミリーサポート体制の整備					▶



2. 子育て家庭に対する経済的支援の推進

ニーズ調査では、子育てをする上で不安に思っていることや悩みの中で、「経済的なこと」と答えている人が、また、行政への要望でも「保育所・幼稚園の費用負担の軽減」と答えている人が多く見られます。

このため、子育て家庭の経済的負担の軽減を図るべく、各種医療費や手当等の公的負担の周知と支援を行っていきます。

(1) 乳幼児医療費の助成

乳幼児（小学校就学前）の入通院、小学生の入院に係る医療費の助成。

(2) ひとり親家庭等医療費の助成

母子・父子家庭の児童（18歳まで・学生20歳まで）の入通院、親の入院に係る医療費の助成。

(3) 子ども手当の支給

中学校修了までの子どもを養育する家庭への支給。

(4) 児童扶養手当の支給

ひとり親家庭及び父母と生計を同じくしていない児童を監護する養育者への支給。

(5) 障害児福祉手当の支給

精神又は身体に重度の障害を持つ20歳未満の在宅重度障害児（者）への支給。

(6) 特別児童扶養手当の支給

精神又は身体に重度の障害を持つ20歳未満の在宅重度障害児（者）を監護する父又は母、若しくは養育者への支給。

(7) 保育料の適正化

少子化対策として、国の保育料徴収基準額より可能な限り低い基準額とする等の検討をおこなうとともに、公平な負担割合となるよう保育料の適正化を検討します。

(8) 就園・就学の援助

幼稚園就園奨励費補助金並びに要保護・準要保護就学援助費等の支給。

事業名	実施時期(目標年度)				
	22	23	24	25	26
乳幼児医療費の助成					→
ひとり親家庭等医療費の助成					→
子ども手当の支給					→
児童扶養手当の支給					→
障害児福祉手当の支給					→
特別児童扶養手当の支給					→
保育料の適正化					→
就園・就学の援助					→

3. 地域児童育成ネットワークの整備充実

子どもへの関わり方や育児に対する不安から孤立化や育児ストレスを持つなど、広く育児支援を必要とされる保護者が多くなっています。

ニーズ調査では、「子どもとの時間を十分取れない」「配偶者やパートナーの協力が少ない」「子どもを叱り過ぎているような気がする」など、子育ての不安から他の支援を求めていることが伺われます。

このため、地域のニーズに合わせた地域住民による取り組みと医療機関・保健福祉関係機関・教育機関などとの連携を図り、「要保護児童対策地域協議会」をはじめとして、親子を支える地域のネットワークを促進します。

(1) 福祉・保健・医療・教育機関の連携

- ① 保育所、幼稚園、学校、地域子育て支援センター、すこやか健康センター等のサービス提供主体間との連携や各機関が個々に得た情報の共有を進めるため、より緊密化した体制づくりを推進し、定期的に、また、必要に応じた意見交換の機会を設け、ニーズに応じたサービスの提供が行えるよう住民の視点に立った展開に努めます。

- ② 児童相談所、保健福祉事務所等関係行政機関との連携会議等における懇談を中心として、直接あるいは間接的に情報の交換や助言を求め、地域における支援活動への糧とするための体制づくりの構築に努めます。

年度 事業名	実施時期(目標年度)				
	22	23	24	25	26
保育所、地域子育て支援センター、すこやか健康センター等のサービス提供主体間との連携					▶
児童相談所、保健福祉事務所等関係行政機関との連携					▶

(2) 児童育成組織との連携等

- ① 青少年問題協議会、民生委員児童委員との連携

青少年の指導育成、保護及び矯正に関して連携を深め、必要な施策の実施に努めます。

- ② 社会福祉協議会、地域ボランティア団体、青少年育成組織等の連携・支援

社会福祉協議会・ボランティアセンター・子ども会育成連絡協議会・少年補導員連絡協議会・PTA等関係機関との連絡を密に、必要に応じた情報交換のためのネットワーク化を推進し、活動に対する可能な限りの支援に努めます。

年度 事業名	実施時期(目標年度)				
	22	23	24	25	26
青少年問題協議会、民生・児童委員との連携					▶
社会福祉協議会、地域ボランティア団体、青少年育成組織等の連携・支援					▶

(3) 羽幌町要保護児童対策地域協議会の充実

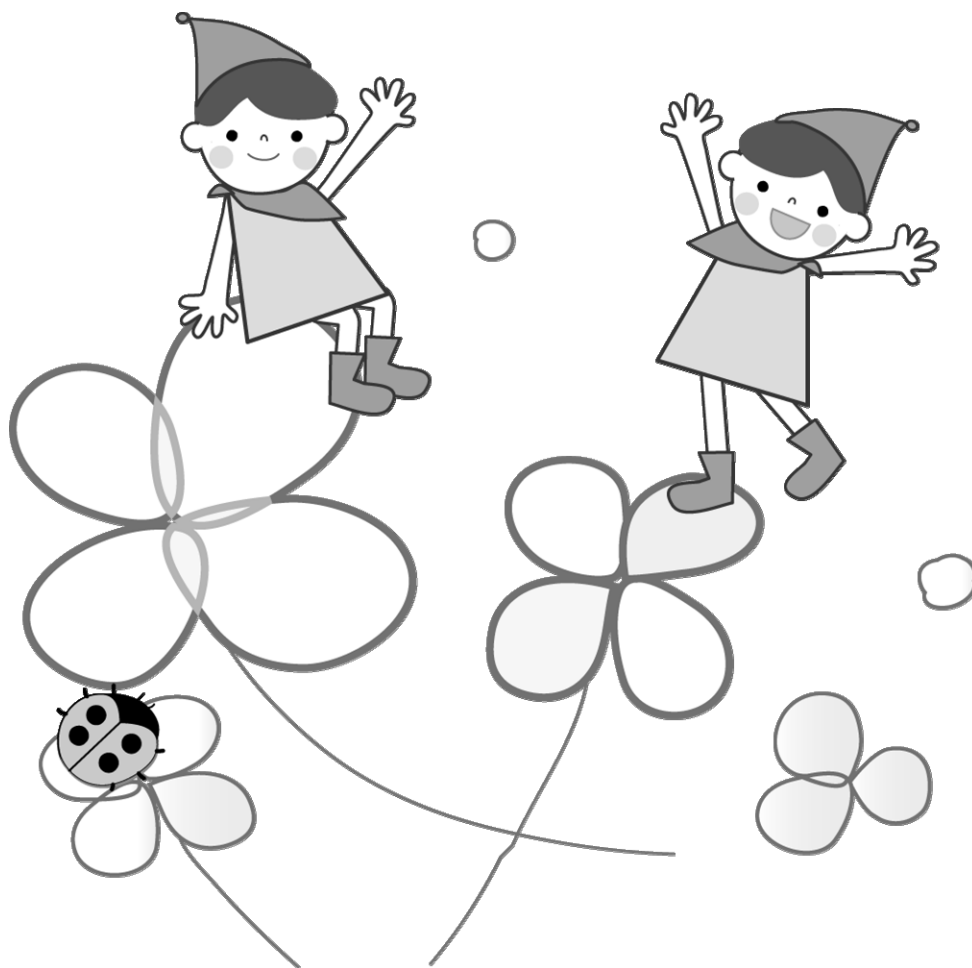
児童虐待の防止と早期発見、また、子どもをめぐる多様化、複雑化した様々な問題に迅速で的確な対応を図るとともに総合的、継続的に支援するべく、平成 15 年 12 月、「羽幌町子育て支援ネットワーク」が設立されましたが、児童福祉法改正により、平成 21 年 4 月には、より法的拘束力の強い「羽幌町要保護児童対策地域協議会」へ移行しました。福祉・保健担当職員、教育委員会職員、各小中学校、幼稚園、保育所、民生委員児童委員が連携し、一層きめ細やかな支援の充実を図ります。

虐待のみならず DV（ドメスティックバイオレンス）の予防及び対応の充実も視野に入れた取り組みをすすめます。

周辺における関係に配慮しつつ、慎重、かつ、速やかな対応が求められる事案が多いことから、病院や消防署、警察署等との連携を図りながら迅速な対応をすすめます。

また、児童相談所や保健福祉事務所などの専門的知識を備えた機関と綿密な連携を図り対応をすすめます。

事業名	年度				
	実施時期(目標年度)				
	22	23	24	25	26
要保護児童対策地域協議会の充実					▶



4. 保健・医療サービスの充実

本町における妊婦の年齢層は25歳～34歳が中心となっていますが、20歳未満の妊娠も増加傾向にあります。また、妊娠中の健康や出産に関する悩みや育児に対する不安を抱えている育児者も多く見られます。

このため、子どもが健やかに発育・発達し、不安なく育児を行うことができるよう各種母子保健事業の充実と体制づくりを目指します。

(1) 母子保健の充実

① 乳幼児健診の充実

乳幼児期の健康状態や発育・発達状況の確認及び育児不安を支援する場として、乳幼児健診の質の向上と体制の充実を図ります。

また、経過観察の必要な子どもや育児不安が見られる保護者に対し、継続的な相談や訪問指導を実施し、親子の健やかな育成に努めます。

さらに、発育や発達の遅れが早期に発見され、療育を必要とする子どもが適切な療育へと結びつくような体制づくりを目指します。

② 母（父）性教育と相談の充実

健全な母（父）性の育成を目指し学校保健との連携を強化するとともに、妊娠期・育児期の相談事業の充実や育児教室の充実に努めます。

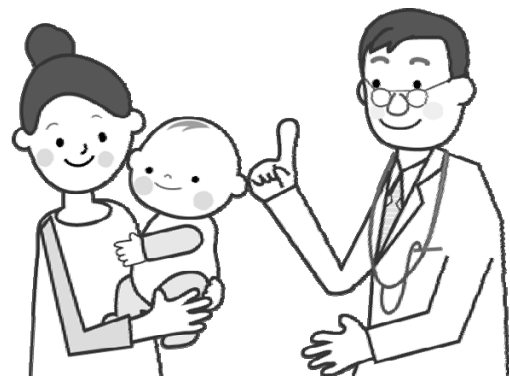
③ 母子栄養に関する相談・指導事業の充実

乳幼児期の発育・発達に応じた栄養摂取と正しい食習慣についての知識普及を目指し、乳幼児健診や相談事業における栄養指導の充実に努めます。

④ 疾病予防事業の充実

生活習慣病予防のために、乳幼児健診における栄養指導や生活習慣指導を充実し、小児期からの健康的な生活習慣の確立を目指します。

事業名	年度				
	実施時期(目標年度)				
	22	23	24	25	26
乳幼児健診の充実					▶
母(父)性教育と相談の充実					▶
母子栄養に関する相談・指導事業の充実					▶
疾病予防事業の充実					▶



5. 職場における子育て環境づくり

ニーズ調査では、仕事と子育てを両立させる上で大変なこととして「急な残業が入る」「仕事のため子どもと接する時間が少ない」「職場の理解が得られない」と答えている人が多く見られます。

このため、子育て中の保護者が子育てと仕事を両立できるよう、事業所等へ各種制度の普及啓発や労働環境の改善などを働きかけていきます。

(1) 育児休暇制度等の導入促進

各機関と連携して、各種制度の啓発と普及に努めます。

事業名	年度				
	実施時期(目標年度)				
	22	23	24	25	26
育児休暇制度等の導入促進					▶

(2) 職場における保育環境の整備促進

育児期における労働時間の短縮、再雇用制度の導入などの啓発に努めます。

事業名	年度				
	実施時期(目標年度)				
	22	23	24	25	26
職場における保育環境の整備促進					▶

(3) 事業主行動計画の策定推進

特定事業主(羽幌町)行動計画を策定しその推進を図るとともに、一般事業主に対しても行動計画の策定について周知・啓発に努めます。

事業名	年度				
	実施時期(目標年度)				
	22	23	24	25	26
事業主行動計画の策定推進					▶



6. 子育てを支援する生活環境基盤の整備

子どもや子育て中の保護者が安心して生活を送るためには、子どもや保護者にやさしい街づくりが求められます。

ニーズ調査では、「子づれでも出かけやすく楽しめる場所を増やしてほしい」「雨の日に遊べる場所がない」等遊び場や遊具に対する要望が多く、

また、「安心して子どもが医療機関を受診できる体制を整備してほしい」「町内で出産できない」「小児科がない」という意見が高い比率を示しております。

このため、子どもを含めた住民の公共施設及び医療施設を中心とした利用に配慮するとともに、交通網や情報網の整備に努めます。



(1) 主要施設を結ぶバス路線の確保

市街地周辺における周回バスの運行を充実します。

(2) インターネット整備の推進

パソコンの普及やインターネットの導入により、メール交信等、行政機関における手続きの簡略化や情報収集、交流を推進します。

(3) 子どもと子育て家庭にやさしい街づくり事業等

- ① 公園、広場の整備充実に努めます。
 - ・地域遊園地、オロちゃんランド、レストパーク、ばら園等公園の整備
- ② 公共施設の効率的な活用に努めます。
 - ・中央公民館、総合体育館、武道館、スポーツ公園・町民スキー場等の開放
- ③ 学校施設の地域開放を一層推進します。
- ④ 交通安全教育や交通指導を推進します。
- ⑤ 防犯・防火教育や指導を推進します。
- ⑥ 公共施設等の防犯設備やトイレの改善など、施設の充実や清潔な管理に努めます。
- ⑦ 犯罪等の被害から守るための活動を推進します。
 - ・子どもの健全育成、防犯に係る機関の連携
 - ・「こども 110 番」の促進

事業名	年度				
	実施時期(目標年度)				
	22	23	24	25	26
主要施設を結ぶバス路線の確保					▶
インターネット整備の推進					▶
子どもにやさしい街づくり事業等					▶
医療機能の充実に向けた取り組み					▶

(4) 医療機能の充実に向けた取り組み

道立羽幌病院小児科医師並びに産婦人科医の固定化に向けて、北海道及び医療関係機関等への要請活動を継続します。

7. 教育の充実

保育所・幼稚園と福祉、教育行政が連携して、子どもや親が学習・体験する様々な機会が設けられていますが、親自身の学習に対する意欲は決して高いとは言えません。

反面、幼児期における早期教育を望む保護者の増加や子ども達の生活が学業中心となっているなど、心身の調和のとれた成長への影響が懸念されています。

また、学校教育では、豊かな感性や人を思いやる心やたくましく生きる力の育成が重視され、社会教育では子ども達に豊かな自然体験や生活体験などの機会を増やしていくことが求められています。

このため、生きる力の育成やゆとりある教育の推進を図るとともに、多様な活動・体験機会の提供や安心して遊ぶことができる環境の整備を推進します。

(1) 幼稚園と保育所・学校との連携

発育状況に応じた集団生活の中で、遊びや学校生活を通じて心豊かな子どもの育成を図るため、連携や情報交換を充実します。

- ① ちびっこ教室、体操教室、英語教室等の開催。
- ② 小学校一日体験入学、小学生・中学生と園児の交流会等の開催。
- ③ 幼稚園、保育所、小学校、中学校における参観日交流事業の実施。

事業名	年度	実施時期(目標年度)				
		22	23	24	25	26
幼稚園と保育所・学校との連携						▶

(2) 家庭や地域での教育の充実

豊かな人間性を育むために、家庭や地域での生活体験や自然体験をとおして、道徳観・正義感を身につけさせます。

- ① 子ども達の生活体験機会を広げます。
- ② 親子による交流、自然体験学習機会を広げます。
- ③ 地域の子どもの遊び場を増やします。
- ④ 地域社会における子ども達の体験活動を支援する体制をつくります。
- ⑤ 子ども達の活動を支援するリーダーを育てます。
- ⑥ 子ども達を取り巻く有害環境の浄化に地域社会全体で取り組みます。
- ⑦ 子育てに悩む若い親の学習機会を充実します。
- ⑧ 保育所・幼稚園と福祉、教育行政が連携して支援体制を充実します。

事業名	年度	実施時期(目標年度)				
		22	23	24	25	26
家庭や地域での教育の充実						▶



(3) 学校教育の充実

豊かな人間性を育むとともに、たくましく生きる健康や体力、自己教育力の育成を通して「生きる力」を養っていきます。

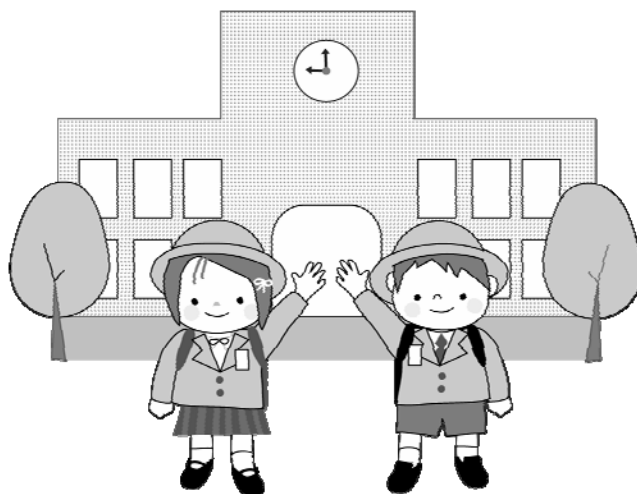
- ① 子ども一人一人の理解や習熟状況、興味関心に応じた個別指導を通して「わかる授業」「楽しい学校づくり」を推進します。
- ② 発見する喜びや知る楽しさを実感させ、自らすすんで探求活動に取り組む姿勢の指導・育成をとおして「自ら学び考える力」を育てます。
- ③ 他人を思いやる心、生命や人権を尊重する心、集団生活を営むための基本的ルール、善悪を判断する意思と実践力の指導・育成をとおして、「豊かな人間性や社会性」を育てます。
- ④ 地域の豊かな自然や優れた素材・人材を活用した体験学習を重視し、創意工夫した教育活動をすすめて「特色ある学校づくり」を推進します。
- ⑤ 家庭・地域社会とともに教育活動をつくり上げていくため、学校施設の開放や学校評議員等の設置により「開かれた学校づくり」を推進します。

事業名	実施時期(目標年度)				
	22	23	24	25	26
わかる授業・楽しい学校づくりの推進					▶
自ら学び考える力の育成					▶
豊かな人間性や社会性の育成					▶
特色ある学校づくりの推進					▶
開かれた学校づくりの推進					▶

(4) いじめ、ひきこもり、不登校児などの対策の充実

慎重、かつ、速やかな対応が求められる状況が多いとの事例から、速やかな対応を図るため関係機関によるネットワーク化をすすめるとともに、児童相談所や保健福祉事務所、学校などとも連携を図り、体制の充実に努めます。

事業名	実施時期(目標年度)				
	22	23	24	25	26
いじめ、ひきこもり、不登校などの対策の充実					▶



8. 子どもの健全育成の推進

物質的には恵まれた生活を送っているが我慢強さや精神的な豊かさに欠けるなど、「心の豊かさ」が置き去りにされていることが指摘されています。
ニーズ調査では、子どもの放課後の過ごし方について、クラブ活動などの習い事や放課後児童教室が求められています。

このため、家庭における親子の会話の重視や子ども達の多様な体験活動をとおして、思いやりや自主性、協調性などを育てていきます。

(1) 多様な活動・体験機会の拡充

関係機関・団体との連携を深め、各種活動や体験機会の提供に努めます。

① さまざまな人とのふれあい活動の拡充

- ・世代間交流の推進
- ・ボランティア活動の推進
- ・国際交流活動の推進

② 地域活動の活性化

子ども会活動等地域コミュニティ活動の推進

③ 体験学習機会の拡充

- ・自然や環境等に関する各種教室・講座の開催
- ・「総合的な学習時間」を通じた体験学習の推進

④ 文化・スポーツ活動の拡充

- ・芸術・文化や郷土芸能等にふれあう機会の充実
- ・スポーツ少年団や各種スポーツ・レクリエーション活動の推進

事業名	年度				
	実施時期(目標年度)				
	22	23	24	25	26
さまざまな人とのふれあい活動の拡充					▶
地域活動の活性化					▶
体験学習機会の拡充					▶
文化・スポーツ活動の拡充					▶

(2) 放課後児童対策事業の充実

保護者の就労等により、日中、保護者のいない子どもの健全育成を図るため放課後児童対策をすすめています。

現在は、保護者で組織する運営協議会において「こぐま児童会」を開設していますが、利用者のニーズを把握しながら、留守家庭児童の放課後対策の充実に取り組むとともに、運営に対する支援に努めます。

事業名	年度				
	実施時期(目標年度)				
	22	23	24	25	26
放課後児童クラブ(こぐま児童会)の充実					▶

9. 家庭と子育てに関する意識啓発の展開

子どもが健やかに伸び育つとともに、安心して子どもを生き育てられる環境づくりを社会全体で推進することが求められています。

ニーズ調査では、「子育てに困った時に相談したり情報が得られる場を作ってほしい」「子育てに関する必要な情報がすぐ得られない」と答えている人が見られます。

このため、社会全体での子育て支援の必要性や家庭生活での男女共同参画が推進されるよう意識啓発に努めます。

(1) 町民等への広報、啓発

子育ての必要性や男女共同参画など、広報等を活用して啓発を広く図るとともに、町民の自主的な取り組みを支援します。

事業名	年度				
	実施時期(目標年度)				
	22	23	24	25	26
町民等への広報、啓発					▶

(2) 子育てに配慮した環境づくりの啓発

家族のふれあいを促進するため、関係機関と連携し、子育てに配慮した職場づくりの啓発を推進します。

事業名	年度				
	実施時期(目標年度)				
	22	23	24	25	26
子育てに配慮した環境づくりの啓発					▶

(3) 子育て支援マップの作成

羽幌町における児童福祉施設・公園等の設置や運営状況、また、親子を対象とした各種事業や支援制度を周知するためマップを作成し、子育てに関する情報提供に努めます。

事業名	年度				
	実施時期(目標年度)				
	22	23	24	25	26
子育て支援マップの作成					▶



参考資料

1. 行動計画策定地域協議会委員

■ 参考資料

1. はほろ次世代育成支援行動計画(後期計画)策定地域協議会委員名簿

(順不同、敬称略)

NO.	選出区分	勤務先・所属等	職 名	氏 名
1	幼稚園関係	羽幌藤幼稚園	園 長	大 長 司
2		まき幼稚園	副 園 長	舟 橋 由 紀 子
3	保育所関係	恵 留 夢	理 事	三 谷 博 子
4		羽幌保育園	園 長	端 紀 美 枝
5	教育関係	羽幌小学校	教 諭	新 井 真
6	留守家庭児童会	羽幌町留守家庭児童会運営協議会		舟 橋 由 紀 子
7	民生児童委員	羽幌町民生委員協議会	主任児童委員	小 川 礼 子
8	羽 幌 町	社会教育課	社会教育係長	葛 西 健 二
9		学校管理課	学校教育指導員	小 山 哲 生
10		福 祉 課	課 長	鈴 木 典 生
11		福 祉 課	主幹(保健係長)	更 科 滋 子
12		福 祉 課	主 査	清 水 雅 代
13		福 祉 課	社会福祉係長	棟 方 富 輝
14		福 祉 課	主 査	西 田 孝 子

はほろ次世代育成支援行動計画(後期計画)

平成22年4月

**発 行：北海道羽幌町
編 集：福 祉 課**